

平成 29 年 2 月 16 日

三浦電機株式会社 御中

「(仮称)北海道(道北地区)ウィンドファーム稚内」について以下のとおり意見書を提出いたします。

特定非営利活動法人サロベツ・エコ・ネットワーク

代表理事 高瀬 清

(北海道天塩郡豊富町字豊富東 2 条 5 丁目)

日本野鳥の会 道北支部

支部長 小杉 和樹 (公印省略)

(北海道利尻郡利尻町沓形字栄浜 142 佐藤里恵方)

北海道ラムサールネットワーク

代表 小西 敢 (公印省略)

(北海道苫小牧市植苗 150-3 日本野鳥の会ウトナイ湖サンクチュアリ内)

ゆうち自然学校

代表 伊藤 輝之 (公印省略)

北海道稚内市大字抜海村字上ユーチ原野 1099 番地 4

■基本的な考え方

利尻礼文サロベツ国立公園とその周辺には、国内最大の高層湿原があり、どこまでも何も無い平原やそこから眺める雄大な利尻富士の景観を求めて多くの人を訪れる。また鳥類をはじめとする国内を代表する貴重な野生生物の生息地であり、渡り鳥にとっては国内有数で国際的にも重要な渡り経路となっている。特に水鳥にとって国際的に重要な中継地であるラムサール条約湿地や重要野鳥生息地（IBA）がある。

私たちは風力発電の重要性は理解しているが、他の事業を含めると全体としてサロベツを取り囲み、宗谷地方を覆うような風車建設計画には様々な問題点があると考えます。加えて、現状ではこれらの地域において、水鳥をはじめとした渡り鳥の生態について明らかになっていない点が多い。

このような中で、急激な風車建設の集中により、今後永きにわたって利用可能な利尻礼文サロベツ国立公園とラムサール条約登録湿地や、その周辺の自然環境の観光資源を含めた資質を損なう恐れが大きいと懸念する。

風車建設は、地域にとって大きな影響があるため、協議会などの開かれた場で議論が行われ、地域住民やサロベツとその周辺の利用者が内容を十分に理解したうえで、時間をかけて建設による影響を検証すべきと考えます。

以下、配慮書の個別内容についての意見を述べる。

■縦覧方法と住民説明会

縦覧や住民説明会の周知が不十分であるため、事業に対する理解が不十分であり、事業実施後に問題が起こることが懸念される。

1. 周知

縦覧や説明会の周知は、こちらで把握する限り、新聞広告とHPでの紹介のみだった。豊富町の一般住民で、事業そのものや縦覧・説明会について把握している人は、当方で把握している限り一人もおらず、豊富町の説明会の参加者は当法人の1名だった。周知をHP上や新聞広告に限らず、回覧やポスター掲示、チラシ配布、関係機関のHP上掲載などで協力を得ることで、より多くの人に知ってもらおうよう努力するべきである。

2. 縦覧場所

縦覧場所が、土日祝夜間に閉鎖されている役場等に限られているため、平日の日中に仕事をしている住民などが閲覧する機会がない。土日祝夜間に開館している公共施設を縦覧場所として選択するべきである。

3. オンラインの閲覧方法

縦覧期間のみインターネット上で閲覧可能であるが、ダウンロードや印刷ができない。数百ページもある図書を、PC上のみで閲覧することは現実的な方法と言えない。実際には、事業に対して特別に関心を持っている一部の人が閲覧していない状況と考えられる。縦覧期間終了後に、一般の人が図書の内容が実際と齟齬がないか精査することができないことは、影響を評価するうえで問題である。閲覧期間に限らずいつでも公共施設やインターネットで閲覧可能にすべきである。

4. 説明会

説明会の日程は平日の夜間だったが、より多くの参加を期待するならば、休日の日中又は休日の夜間を選択すべきである。

■関係者への説明

- ・サロベツ・エコ・ネットワークと日本野鳥の会道北支部に対して、配慮書が提供されたことを評価する。

■ 稚内市のガイドライン

事業地の北西半分は稚内市風車建設ガイドラインにより風車の建設が困難な地域に含まれているため、除外すべきである。このガイドラインは社会情勢の変化によって変更される可能性があるとしてされているが、景観を配慮したガイドラインなので、その重要性は普遍的なもので、社会情勢の変化によって影響されないものである。

■ 改変

道北 7 事業では、新たな林道を造成して建設する部分の風車を取りやめになった事例があるため、特定植物群落の自然林や草地が残存している箇所では新たな林道の設置が必要な場所は事業区域から除外すべきである。

■ 騒音

風車による低周波騒音による人や家畜への健康被害が懸念される。海外では、これらの被害が認められている事例もある。また、その影響は人によって個人差があることが知られており、それが原因で地元に住んでいた非常に敏感な人が引っ越した事例もある。このため、事業区域から 500m のバッファでは狭すぎるので 1km 以上とるべきであり、敏感な人がいないか把握しておく必要がある。今後、風車による人畜への健康被害が発生した場合、事業者による補償内容について、事前に取り決めておく必要がある。

■ 景観

大沼バードハウスとメグマ沼の、沼や湿原と利尻富士からなる風景は、稚内市の代表的な景観である。これらの場所から見た場合、利尻富士と風車が重なる場所及び周辺を、事業地から除外すべきである。下勇知にはアトリエ華という利尻富士の眺望が売りの喫茶店がある。ここからの利尻富士とその周辺の眺望範囲を事業地から除外すべきである。

宗谷地方にとっての重要な景観は利尻富士だけではない。巨大な人工物がない湿原・丘陵そのものが重要な景観である。サロベツ湿原センター木道からは事業地は視認できないが、旧サロベツ原生花園はビジターセンターが取り壊され木道が撤去された後も、バス停や駐車帯があるため、多くの人々が道路沿いから高層湿原と人工物がない景観を見に来る。サロベツ湿原センターから道路沿いを歩いて散策する人もいる。ここからはサラキトマナイの風車が視認できるが、事業地はここより近く、風車も大きいのでより大きく見ることが予想される。このなにもない湿原の景観は、サロベツを代表するものである。実際にそれを目的に毎年多くの来訪者が訪れ、リピーターも多い。この景観にスカイラインから飛び出る形で風車が建設されると、その景観の価値が損なわれ、観光資源とし損なわれることが懸念される。このため、旧サロベツ原生花園から視認できる場所は事業地から除外すべきである。

■ 鳥類

1. オジロワシ・オオワシ

事業地周辺にオジロワシが繁殖している可能性がある。巣が確認された場合、風車の衝突や移動障害を避けるために、安全面から巣から半径 2km を事業地から除外すべきである。秋から春にかけて、オジロワシ・オオワシが高頻度に利用する場所も事業地から除外すべきである。

2. チュウヒ

チュウヒの巣が事業地周辺で確認された場合や事業地内が主要な餌場として高頻度に利用されている場合は、風車への衝突の危険が少なくても、障壁影響が大きくなるために、事業地から除外すべきである。

3. ガン・ハクチョウ類

ガン・ハクチョウ類は、事業地を渡り経路として利用している、特にハクチョウ類は大沼・サロベツ間で、風向きによっては高頻度に利用することがある。たとえ風車を避けたとしても、

高頻度に利用される場所では移動阻害による影響が大きくなるため、事業地から除外すべきである。

4. タンチョウ

事業地周辺では特別天然記念物のタンチョウの採餌や飛翔が確認されている。タンチョウは今後サロベツでも繁殖数が増加することが予想されている。今後は事業地内が利用される可能性があるため、調査を行うことにより、影響が増大しないか監視する必要がある。

5. 小鳥の渡り

宗谷地方は、日本とロシアとの間を渡る小鳥類の主要な国際的渡り経路となっている。近隣の地域の事例を見ると、多くの小鳥が特に秋に渡っていることが予測される。普通種であっても、個体数が多ければ衝突や移動阻害などの大きな影響が懸念されるため、その影響をレーダー調査等によって評価し、影響が大きい地域は事業地から除外すべきである。

■哺乳類

事業地内の森林でコウモリ類の希少種が多く生息していた場合は衝突の恐れがあるため、事業地から除外すべきである。

■累積的評価

道北エナジーの道北7事業や他事業者による多くの風車の建設により、風車を避けた鳥類が移動経路として当事業地域に集中し、影響が増大する恐れがある。景観による影響も風車が集中することによって増大することが懸念される。このため、累積的影響の評価を、道北7事業などの他事業者の事業を含めて行うべきである。これらの評価は鳥類団体や地元の団体・観光関係者などを含めた開かれた協議会の場で行うべきである。

以上の意見について、個別に回答を求める。